

所管部課	市民生活部 環境対策課		部長	関田 孝志	
件名	東大和市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則の一部を				
	改正する規則について	区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>東大和市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部改正を受け、関係する当該規則について、所要の改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>① 第34条第1項中「及びし尿を」を「、し尿及び浄化槽汚泥を」に、「し尿（1便槽1回）」を「浄化槽汚泥（1浄化槽1回）」に、「し尿の」を「浄化槽汚泥の」に改める。</p> <p>② その他、所要の文言及び様式に改める。</p> <p>(2) 施行日 令和8年4月1日</p>					
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年第3回東大和市議会定例会 『東大和市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例』が可決</li> <li>・総務課において審査済み。</li> </ul>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p> <p>決定</p>					